

第1章 特定非営利活動法人とは何か

第1章 特定非営利活動法人とは何か

1 特定非営利活動法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された法人です。

特定非営利活動法人の法人格は、特定非営利活動促進法に定められた要件^{注1}を備えた団体が所轄庁の認証^{注2}を受け、法務局で登記をすることによって取得することができます。

単に「NPO」という場合、広く「民間非営利組織」のことを指しますが、「NPO法人」（特定非営利活動法人）という場合、特定非営利活動促進法により法人格を取得した団体のことを指します。

注1 法に定められた要件については、「3 特定非営利活動法人の要件」（9ページ）をご覧ください。

注2 設立手続については、「第2章 特定非営利活動法人の設立手続」（14ページ）をご覧ください。

参考

NPOとは

英語の「Non-Profit Organization」の頭文字をとった言葉で、日本語では「民間非営利組織」などと訳されます。営利を目的としない、ボランティア活動や市民活動等を行う「民間」の団体をいいます。

行政のように社会のことを考え、企業のように自由で柔軟性がある組織で、思いや情熱を共有した人たちが、職業や社会的立場に関係なく対等の立場で、社会や人のためになる事業を行う組織です。

NGOとは

英語の「Non-governmental Organization」（非政府組織）の略で、NPOが主に国内での活動が中心の組織に対して使われるのに対して、NGOはその活動や事業が主に人権、環境、平和などの世界的規模の問題に対して、国境を越えて取り組んでいる組織に対して使われます。

2 特定非営利活動法人になると何がかわるのか

特定非営利活動法人の法人格を取得すると、メリットもありますが、法人としての義務も伴います。

メリットは、団体の事情によって異なりますが、一般的に次のようなことが考えられます。

(1) メリット

- ・ **法人名で法律行為をすることができます。**
法人名で、銀行口座の開設、不動産の登記、事務所の賃貸契約等ができます。
- ・ **団体の社会的信用が高まります。**
情報公開を通じて、団体の活動等に対する信頼と理解が深まります。
法に定められた法人運営により、組織基盤がしっかりし、責任が明確になります。

(2) 義務

- ・ **法人の運営は、法のルールに従うことになります。**
例えば、毎年、事業年度終了後3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書等を作成し、群馬県へ提出しなくてはなりません。また、役員変更、定款変更などの場合には、届出や認証申請を行うことになります。
- ・ **法人の運営や活動について、事業報告書、活動計算書等を公開しなくてはなりません。**
- ・ **毎年度、貸借対照表を公告しなければなりません。**
※ NPO法改正（平成28年6月改正）により貸借対照表を公告することとなり、「資産の総額」の登記が不要となりました。
- ・ **法人として、税法上、「人格のない社団等」並みに課税され、納税義務等が生じます。**
- ・ **解散した場合の残余財産は、法で定めた法人又は行政機関に帰属し、個々人には分配されません。**

3 特定非営利活動法人の要件

特定非営利活動法人として法人格を取得することができる団体は、次の(1)～(13)の要件を満たす団体です。

- (1) 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)
- (2) 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)
- (5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。
(法第3条第1項)
- (6) 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)
- (7) 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)
- (8) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)
- (9) 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)
- (10) 報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であること。(法第2条第2項第1号ロ)
- (11) 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。
また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。(法第21条)
- (12) 会計は、法に定められた原則に従って行うこと。(法第27条)
- (13) 暴力団でないこと、暴力団員の統制の下にある団体ではないこと、暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。(法第12条第1項第3号)

※(1)～(13)の具体的な内容は、次ページ以降をご覧ください。

(1) 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)

特定非営利活動とは次のア、イの両方の要件を満たす活動です。(法第2条第1項)

ア 次の①から⑳に該当する活動であること

特定非営利活動促進法では、他の公益法人とのすみ分けのために、対象の活動を20分野に限定しています。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動
 - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ※⑳については本県では定めていません。

イ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

「不特定かつ多数のものの利益」とは、法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることが基本になります。

構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動には該当しないことになります。

アとイの両方を満たす活動として行う事業を「特定非営利活動に係る事業」と言いますが、これに対し会員の相互扶助のために行う事業など「特定非営利活動に係る事業」以外の事業を「その他の事業」と言い、「特定非営利活動に係る事業」に支障がない範囲で「その他の事業」を行うことができます。

(2) 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)

営利を目的としないとは、いわゆる非営利のことです。非営利とは、構成員（役員、社員等）に利益を分配しないということです。

収益のでる事業ができないということではありません。また、活動を行う際に対価を受け取ったり、法人の役員やスタッフに報酬、給与等を支給することもできます。

(3) 宗教活動や政治活動を主目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)

(5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。(法第3条第1項)

(6) 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)

(7) 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)

「社員」とは、その団体の構成員として総会において議決権を持つ者を指します。

(8) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)

特定の人を排除せず、希望者が誰でも自由に社員になれ、退会も自由でなければなりません。

社員の資格取得に条件を付けることは可能ですが、法人の目的、活動内容に照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。また、公序良俗に反してはいけません。

(9) 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)

役員とは理事及び監事のことをいいます。

理事は、社員や職員を兼ねることができます。

監事は、社員を兼ねられますが、理事や職員を兼ねることができません。

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、「暴力団の構成員等」等に該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができないと定められています。(法第20条)

(10) 報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であること。(法第2条第2項第1号ロ)

ここでいう報酬とは、役員としての報酬です。理事が事務局職員などを兼務している場合、給与等を支給することはできます。また、会議に出席するための交通費などの実費は費用弁償であり、報酬ではありません。

(11) 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。(法第21条)

役員総数が5人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族は1人も含まれてはいけません。役員総数が6人以上の場合、各役員につき配偶者及び三親等以内の親族1人を含むことができます。

(12) 会計は、法に定められた原則に従って行うこと。(法第 27 条)

- ① 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - ア 取引記録が、客観的で証明可能な証拠によって作成されていること。
 - イ 記録・計算が明瞭正確に行われ、かつ順序・区分など体系的に整然としていること。
 - ウ 取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的に従い、法人の財産状態、財産管理の状態などを明らかにする財務諸表が作成できること。
- ② 計算書類及び財産目録は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(13) 暴力団でないこと、暴力団員の統制の下にある団体ではないこと、暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。(法第 12 条第 1 項第 3 号)

「その他の事業」とは？

この法にいう「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業以外の事業のことをいいます。その他の事業には、特定非営利活動に係る事業の活動資金を得るために行う収益事業や、会員の相互扶助のための共益事業などが該当します。

特定非営利活動法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限度において、その他の事業を行うことができます。

その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。また、その他の事業の収益は、特定非営利活動に係る事業のために使用しなくてはなりません。(法第 5 条)

4 特定非営利活動法人の総会等に関すること

法人のもっとも基本となる意思決定機関として社員総会があります。

法人は、社員総会を年 1 回以上開催しなくてはなりません。(法第 14 条の 2)

また、定款変更、解散の決議、合併は総会での議決を経ないと行えません。(法第 25 条第 1 項、第 31 条第 1 項第 1 号、第 34 条第 1 項)

また、理事会の設置は法で定められていませんが、「法人の業務は、定款註に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する」(法第 17 条)と規定されていますので、実務運営上、理事会を設置するのが一般的です。

なお、平成 24 年 4 月 1 日施行の改正 NPO 法により、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます。

注 定款の作成については、「第 3 章 設立申請書類記載例」「定款の作成について」をご覧ください。